

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：令和2年7月10日

評価者：健康福祉局指定管理者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	柿生学園
指定期間	平成28年4月1日 ～ 令和3年3月31日
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法（以下、「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護に関する事。 ・法第5条第10項に規定する施設入所支援に関する事。 ・法第5条第8項に規定する短期入所に関する事。 ・法第5条第18項に規定する一般相談支援に関する事。 ・法第5条第18項に規定する特定相談支援に関する事。 ・居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により介護を必要とする法第4条第1項に規定する障害者に対する日中一時支援に関する事
指定管理者	名称：社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 代表者：理事長 成田 哲夫 住所：川崎市高津区久地3-13-1 電話：044-829-1829
所管課	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課（電話：044-200-2654）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に必要な量及び質のサービスを提供できたか。	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者の日中及び夜間における日常生活上の支援を行うとともに、利用者一人ひとりの障害特性を理解し、丁寧で専門性の高いサービスを提供した。 ・高齢化・重度化による生活上の負担を考慮しながら、利用者の意思や人格を尊重し、生きる喜びを感じられる支援を行った。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者主体の質の高い支援プログラムを提供するために、PTや看護師等の専門職が連携して、ニーズの変化に即応した支援を行った。 ・自主製品がふるさと納税の返礼品として使用されることで利用者のやりがいにつながった。また地域の行事などで、利用者自ら販売する機会などを設けることで地域交流や社会参加を促進させた。 ・障害特性に合わせたコミュニケーションを取り、外出先や行事、食事の内容、選挙への参加など、自己決定の支援に努めることで利用者の満足度を向上させ、自立の促進を図るなどの利用者の意思決定に重点を置いた支援を行った。 ・グループホームのバックアップ施設として、地域移行した利用者の暮らしを支える役割を担っており、緊急時をはじめとして、柿生学園があることで安心感を与えている。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	<ul style="list-style-type: none"> ・事故報告、ヒヤリハットについて、データベース化を行い、事故等の多い発生時間・場所等を抽出し改善を行ったことで、全体的な事故の減少につながっている。 ・年に2回の防災訓練や、災害対策会議の開催など、日頃から利用者の障害特性を考慮した防災を意識できるよう努めている。 ・平成29年度において、不適正な経理処理があったことから、法人内の職員研修によりコンプライアンスの徹底を図るとともに、コンプライアンスの重要性について、

		職員に改めて認識させるため、文書により周知徹底を行っている。また、自主的に実施する会計監査人による内部監査において、現金の取り扱いや会計処理についての助言を受け、見直すことで経理規定の遵守を強化している。 ・令和元年度においては、第三者評価を受審しサービスの質の向上に取り組むとともに、支援マニュアル等の見直しを行い、職員全体で共有している。
4	更なるサービス向上のために、どういった課題や改善策があるか。	利用者の高齢化・重度化の傾向の中で、障害特性やニーズに応じた専門的な支援ができる職員の育成や他機関との協働による支援が求められる。
5	非公募更新のための条件を満たしているか (該当施設のみ)	非公募更新制度を導入している施設であるが、H29年度にコンプライアンスに反する事例(不適正な経理処理)が確認されていることから、非公募更新制は採用せず公募を実施する。

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果																				
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	<ul style="list-style-type: none"> ・年度報告書等の各種報告に基づいた現地調査や3か月ごとのモニタリング等により、施設の管理・運営状況の把握に努めている。 ・平成29年度の不適切な経理処理を受け、障害者総合支援法に基づく実地指導により、当時の伝票状況や、理事会・評議委員会での議事録及び再発防止策の実施状況等を調査し、会計処理が適切に行われていることを確認している。また、その際に会計処理責任者等に対して、適切な会計処理方法を徹底するよう指導している。 ・さらに、社会福祉法に基づく指導監査について、社会福祉法人川崎市社会福祉事業団に対し時期を前倒して実施したが、経理規定等における軽微な口頭指示はあったものの、文書指摘するまでの違反等はなかったことを確認している。 ・また、健康福祉局として、指定管理施設のコンプライアンスの徹底を図るため、対応方針を定めて、所管する指定管理者あてその方針を徹底するよう文書により依頼したほか、指定管理者と締結する基本協定書について、その方針の内容を条文に追加する見直しを行っている。 ・その後、平成30年度においても実地指導を行ったが、不適正な会計処理についてはなかったことを確認している。 																				
2	制度活用による効果はあったか。	<p>(サービスの向上)</p> <p>利用者の要望や障害状況等に応じたサービスの提供を実施した。また、強度行動障害支援者養成研修、身体介護の技術研修等、外部・内部研修への参加が積極的に行われ、施設全体のサービスの質が向上した。</p> <p>利用者や家族からは、利用者の意思や自己決定を尊重した支援内容について高い評価を得ており、利用者数の安定した稼働率、継続性のある収入状況を確保している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設入所 (定員60名)</td> <td>60</td> <td>59</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>短期入所 (定員4名) (延利用者数)</td> <td>2,139</td> <td>1,570</td> <td>750</td> <td>1,295</td> </tr> <tr> <td>日中一時 (1日5名) (延利用者数)</td> <td>178</td> <td>156</td> <td>44</td> <td>86</td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	H31	施設入所 (定員60名)	60	59	60	60	短期入所 (定員4名) (延利用者数)	2,139	1,570	750	1,295	日中一時 (1日5名) (延利用者数)	178	156	44	86
	H28	H29	H30	H31																		
施設入所 (定員60名)	60	59	60	60																		
短期入所 (定員4名) (延利用者数)	2,139	1,570	750	1,295																		
日中一時 (1日5名) (延利用者数)	178	156	44	86																		

		<p>※平成 30 年度においては、居室の大規模改修工事やインフルエンザ感染症の影響で、短期入所や日中一時支援が利用できない時期が発生し、受入れ人数を調整して実施した。</p>
3	<p>当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか</p>	<p>利用者の高齢化に伴い障害が重度化・重複化する中、利用者それぞれの状況に応じた丁寧で専門性の高い支援の提供をするため、医療的依存度の高い利用者への支援体制を確保するなど適正な人員配置が求められており、業務内容及び経費について、検証していく必要がある。</p> <p>施設の老朽化による各設備の不具合に対応するための修繕経費を確保するとともに、利用者の生活環境の改善と安全性の保持に努める必要がある。</p>
4	<p>指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか</p>	<p>川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画において、障害者支援施設については、民間により質の高いサービスが十分に提供されている分野であるため、設置主体を民間に転換し、長期的な視点に立った施設運営、施設運営者の判断による利用者ニーズに応じたサービス内容の変更など効果的なサービスが提供できるよう、公設施設の見直しについて検討することとされ、本施設については、老朽化の状況、用地確保の調整を踏まえながら、現地での建替えによる民設化を図ることとしている。なお、建替え実施までの期間は、指定管理者制度により引き続き、公設施設として運営を継続する。</p>

4. 今後の事業運営方針について

本施設は、民設化を予定しているものの、建替え実施までの期間は、指定管理者制度により引き続き、公設施設として運営を継続することとしている。今後も利用者主体の質の高い支援を実施していく。

なお、今回公募により選定した指定管理者が次の条件を満たした場合には、引き続き当該指定管理者を次期指定管理者（R8～R12年度）とする非公募更新制度を導入する。

【条件】①本市の政策や当該施設の管理運営に係る方針に変更がないこと ②当初指定期間の管理運営状況が優良であること③次期指定期間の協定条件について、本市と指定管理者の双方が合意できること